

当麻町移住開業者チャレンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町内における商工業の振興と活性化を目的に、地域に根ざした特色あるショップ開業者、起業者等を支援するため、当麻町補助金等交付規則（昭和63年規則第2号）に規定するもののほか、予算の範囲内において、当麻町移住開業者チャレンジ支援事業補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 移住開業者 転入前3年間当麻町内に住所がなく、新たに町内に居住し1年以内に開業した個人事業主
- (2) 店舗等 第4条に規定する事業を営むために必要な建物

(補助対象者)

第3条 補助対象者は次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 移住開業者で開業してから1年以内の者
- (2) 事業主が18歳以上60歳以下の者
- (3) 町税等を滞納していない者（前住所地における市町村税等を含む）。
- (4) 当麻町商工会に加入もしくは、加入することを確約できる者であること。

(補助対象要件)

第4条 補助対象者は、次の各号のいずれかの業種を営むこととする。

- (1) 小売業、サービス業、飲食業、情報通信業
- (2) その他、本町の特色を生かした事業

(補助対象経費)

第5条 補助の対象は、次の各号に掲げるもののうち、申請日から起算して1年前までに要した費用とする。

- (1) 店舗等の家賃（敷金・礼金・仲介手数料・駐車料金・共益費含む）
- (2) 店舗等への引っ越しに係る費用
- (3) 事業主の居住に係る家賃（敷金・礼金・仲介手数料・駐車料金・共益費含む）
- (4) 事業主の引っ越しに係る費用

(補助対象とならない業種)

第6条 次の各号に掲げる業種は、補助の対象としない。

- (1) 周囲に騒音、振動、悪臭、煙等の迷惑を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 支店、フランチャイズ店
- (3) 関係法令等で許可を得ないもの

(4) その他町長が不相当と認めたもの

(補助金の補助率及び限度額等)

第7条 この要綱における交付額は、補助対象経費の2分の1以内とし、300千円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、当麻町移住開業者チャレンジ支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 店舗等の付近見取図及び平面図
- (2) 店舗等及び事業主の引っ越し費用に係る領収書
- (3) 店舗等及び事業主の居住に係る賃貸借契約書の写し(賃貸の場合に限る)
- (4) 店舗等及び事業主の居住に係る家賃等支払内訳書(第2号様式)(賃貸の場合に限る)
- (5) 店舗等及び事業主の居住に係る家賃等の領収書(賃貸の場合に限る)
- (6) 市町村税等の滞納がないことの証明書
- (7) 事業計画書(第3号様式)
- (8) 当麻町商工会へ加入する確約書(当麻町商工会未加入の者のみ)
- (9) 個人情報目的外利用に関する同意書(第4号様式)
- (10) その他町長が必要と認めるもの

(交付の決定及び額の確定等)

第9条 町長は、前条の規定により申請書を受理した時は、速やかに内容を審査し、補助金を交付すべきと認め、交付すべき補助金の額を確定したときは、当麻町移住開業者チャレンジ支援事業補助金等交付決定兼確定通知書(第5号様式)により申請者に通知した上、補助金を交付するものとする。

2 町長は、補助金の交付をしないことを決定したときは、速やかに申請者に対し、当麻町移住開業者チャレンジ支援事業補助金等不交付決定通知書(第6号様式)により通知する。

(補助金の決定の取消し及び返還)

第10条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の全部又は一部を取り消し、返還を命ずることができる。ただし、死亡、疾病その他やむを得ない事由により補助金の全部または一部の返還することが困難と認められる者については、支給した補助金の全部または一部の返還を免除することができる。

- (1) 補助金交付決定後3年以内に事業を中止したとき。
- (2) 補助金交付決定後3年以内に町外に転出したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(事業継続の申告)

第11条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年の間、事業を継続している申告を事業継続申告書（第7号様式）次の書類を添えて、毎年度末までに申告しなければならない。

- (1) 個人事業主の場合は、確定申告書の写し
- (2) 法人化した場合は、決算書及び収支内訳書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。